



山形県公報

平成23年11月1日(火)
第2290号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課)…1097
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課)…同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課)…1098
- 基本測量の実施の通知……………(用地課)…同
- 公共測量の実施の通知……………(同)…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課)…同
- 同……………(同)…1099
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課)…同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同)…同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課)…1100
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課)…1101

## 告 示

### 山形県告示第918号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所         | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|-----------------|------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜       | 4  | 西置賜郡飯豊町添川3520-1 | 平成23.10.12 |

### 山形県告示第919号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 石 川 一 弘 | 鶴岡市小中島字赤沼5番地 |

**山形県告示第920号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂越余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 酒田市砂越字楯之内52番12から<br>同 上まで        | 旧    | 27.6メートル<br>}<br>22.6 | メートル<br>45  |
| 酒田市砂越字小形107番1から<br>同 字楯之内52番12まで | 新    | 55.0メートル<br>}<br>22.6 | メートル<br>117 |

**山形県告示第921号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市、鶴岡市、酒田市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備）

**山形県告示第922号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町主殿新田地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年11月7日から平成24年1月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（路線測量）

**山形県告示第923号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
白鷹都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第924号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 白鷹都市計画地区計画
  - (2) 名称 鮎貝地区地区計画
- 2 縦覧の場所
 

県土整備部都市計画課

**山形県告示第925号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 赤沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下畑沢3-2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-4        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺町          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 峰岸-1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 峰岸-2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第926号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 赤沢            | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 下畑沢3-2        | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-3          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 延沢-4          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺町            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 峰岸-1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 峰岸-2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                      | 日 時                      | 入札に付する物件                                                | 予定価格        |
|------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|-------------|
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山総合支庁西庁舎西棟3階講堂     | 平成23年12月6日（火）<br>午前10時   | 寒河江市大字高松字西覚寺146番4宅地（実測）345.60平方メートル<br>（公簿）344.09平方メートル | 3,410,000円  |
| 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎2階204会議室      | 平成23年12月6日（火）<br>午後1時30分 | 村山市楯岡大沢川3607番1宅地 946.63平方メートル                           | 14,000,000円 |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1<br>庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室 | 平成23年12月8日（木）<br>午後1時30分 | 鶴岡市湯田川字中田6番11宅地（実測）196.05平方メートル<br>（公簿）198.42平方メートル     | 2,950,000円  |

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
- ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

## (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                | 場 所                                      | 日 時                       |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------|
| 寒河江市大字高松字西覚寺146番4宅地（実測）345.60平方メートル<br>（公簿）344.09平方メートル | 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山総合支庁西庁舎西棟3階講堂     | 平成23年11月15日（火）<br>午前10時   |
| 村山市楯岡大沢川3607番1宅地 946.63平方メートル                           | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎1階102会議室      | 平成23年11月15日（火）<br>午後1時30分 |
| 鶴岡市湯田川字中田6番11宅地（実測）196.05平方メートル<br>（公簿）198.42平方メートル     | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1<br>庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室 | 平成23年11月17日（木）<br>午前11時   |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成23年10月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人地域福祉共生会

## (2) 代表者の氏名

若井 幸子

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市御廟二丁目3番33号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、自立支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。